

議案第 1 1 5 号

四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について

四万十町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町行政手続条例の一部を改正する条例

四万十町行政手続条例（平成18年四万十町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第38条」を「第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。